

ご利用いただける弁護士会紛争解決センター等のご案内

農 林 中 央 金 庫

当金庫にお申し出の苦情等について、ご納得いただける解決ができず、お客様が弁護士会を利用して解決を図ることを希望される場合は、弁護士会が運営する紛争解決センター等をご利用いただけます。弁護士会紛争解決センター等の利用を希望される場合は、当金庫総務部苦情相談室（電話 03-3279-0111(代)）にご連絡ください。

なお、下記一覧表に電話番号の記載がある弁護士会には、直接利用をお申出いただくことも可能です。

弁護士会名称	電話番号
山形県弁護士会示談あっせんセンター	-
東京弁護士会紛争解決センター	03-3581-0031
第一東京弁護士会仲裁センター	03-3595-8588
第二東京弁護士会仲裁センター	03-3581-2249
神奈川県弁護士会紛争解決センター	045-211-7716
山梨県弁護士会民事紛争処理センター	055-235-7202
新潟県弁護士会示談あっせんセンター	025-222-5533
静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター	-
愛知県弁護士会紛争解決センター	052-203-1777
京都弁護士会紛争解決センター	075-231-2378
公益社団法人民間総合調停センター(大阪府)	-
兵庫県弁護士会紛争解決センター	078-341-8227
岡山弁護士会岡山仲裁センター	-
広島弁護士会仲裁センター	082-225-1600
愛媛弁護士会紛争解決センター	089-941-6279
福岡県弁護士会紛争解決センター(天神弁護士センター)	092-741-3208
〃 (北九州法律相談センター)	093-561-0360
〃 (久留米法律相談センター)	0942-30-0144
鹿児島県弁護士会紛争解決センター	-

(2022年3月1日現在)

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- 現地調停

東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、お客様は、最寄りの弁護士会（注）にお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続を進めることができます。

- 移管調停

東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

例えば、お客様の最寄りの弁護士会（注）に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続を進めることができます。

（注） 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で実施しているものではありません。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会または当金庫苦情相談室にお問合せください。